

令和 4 年度 第 2 回 日野市男女平等推進委員会 要点録

日 時	令和 5 年 1 月 12 日(木) 午後 6 時 30 分～8 時 00 分
場 所	多摩平の森ふれあい館 3-1、3-2 会議室
出席者	須賀委員、寺田委員、田中委員、林委員、清水委員、飯田委員、本間委員、山田委員 事務局
欠席者	野原委員、橋本委員
次 第	<p>1 自己紹介</p> <p>2 報告 日野市パートナーシップ制度について (1)日野市パートナーシップ制度検討委員会検討結果の報告について【資料 1】【別紙】 (2)日野市男女平等基本条例の改正について(新:日野市すべての人の性別等が尊重され多様な生き方を認め合う条例) 12 月議会結果の報告【資料 2】</p> <p>3 議題 (1)苦情処理について【資料 3】 (2)日野市男女平等に関する表現指針の改定案について【資料 4】</p>
配布資料	<p>【資料 1】検討委員会結果報告書</p> <p>【別紙】日野市パートナーシップ制度利用手引き(案)</p> <p>【資料 2】日野市すべての人の性別等が尊重され多様な生き方を認め合う条例</p> <p>【資料 3】苦情処理について</p> <p>【資料 4】表現に関する指針(案)</p>
開会	司会より欠席者報告、会議に先立つ確認
次第 1	自己紹介→なし
次第 2	報告 日野市パートナーシップ制度について (1)日野市パートナーシップ制度検討委員会検討結果の報告について【資料 1】【別紙】
	<p>日野市パートナーシップ制度検討委員会検討結果の報告について【資料 1】【別紙】を用いて事務局より報告。</p> <p>【質問】<委員> 第 5 次日野市男女平等行動計画の検討と、パートナーシップ制度(以下 PS 制度)の運用は並行で行うのか。</p> <p>【回答】<事務局> 令和 8 年度開始の第 5 次行動計画を策定するための市民へのアンケート(市民意識調査)の文言や、第 5 次行動計画の素案の作成に令和 5 年から携わっていただきます。その際に「事実婚」や「夫婦別姓」についての議論もお願いします。これは令和 7 年度まで続く第 4 次行動計画の運用や令和 5 年度より開始する PS 制度の運用と並行</p>

	<p>して実施します。第 5 次行動計画の検討スケジュール等は次回お伝えします。</p> <p>【質問】<委員> 今後ファミリーシップ制度(以下 FS 制度)の導入を検討するとの事だが、どんな内容にしたいと考えているのか。</p> <p>【回答】<事務局> PS 制度の検討は請願がきっかけであり、検討過程で子どもの意思の確認の難しさから、まず PS 制度の導入後、時間をかけて FS 制度についても検討することとなりました。その過程をまとめたものを次回紹介します。第 5 次計画の中で FS 制度をどうしていくかを考えます。</p> <p>【質問】<委員> PS 制度の広報はどのようにするのか。</p> <p>【回答】<事務局> ・3 月 1 日号の広報掲載予定 ・チラシ 2 月下旬頃～配架予定 ・HP 公開 2 月下旬～(チラシと合わせて)予定 ・事業者向け 5 月下旬～6 月頃 商工会を通じて説明会の実施</p>
次第 2	(2)日野市男女平等基本条例の改正について(新:日野市すべての人の性別等が尊重され多様な生き方を認め合う条例) 12 月議会結果の報告【資料 2】
質疑・意見	特になし。
	<p>日野市男女平等基本条例の改正について(新:日野市すべての人の性別等が尊重され多様な生き方を認め合う条例) 12 月議会結果の報告【資料 2】を用いて事務局より報告。</p> <p>「日野市すべての人の性別等が尊重され多様な生き方を認め合う条例」の略称・通称名の候補を各委員の方からいただきました。</p> <p><略称・通称名について></p> <p>①「認め合う」 多様な生き方を認め合う条例 1 名</p> <p>②「生き方」 多様な生き方条例 2 名</p> <p>③「尊重」 多様な生き方を尊重条例 2 名</p> <p>④「ジェンダー」 ジェンダー平等条例 2 名</p> <p>⑤ その他 多様な生と性条例 1 名</p>
次第 3	(1)苦情処理について【資料 3】

苦情処理について【資料 3】を用いて事務局より説明。

【質問】<委員>

『3-2 申し出についての対応』の「(1)苦情処理相談員」と別に「(2)関係機関等」は平和と人権課で対応となっているが、具体的にはどのような事案を想定しているのか。

【回答】<事務局>

『3-2 申し出についての対応』の「(2)関係機関等」に当てはまる場合について、例を挙げてご説明します。

行政と民間の連携事業をした際に、委託先のチラシの表現に問題あるとされ市と民間双方に聞き取りが必要な場合、「(2)関係機関等」に当てはまると考えています。

【意見】<委員>

① 「苦情」や「申立」という表現だと、クレームのよう言い出しづらいのではないかと。「相談」でいいのでは。

② 「(1)苦情処理相談員」だと解決策まで道しるべがあるように思う。

「(2)関係機関等」だと具体的な解決策が見えないように思う。

【回答】<事務局>

① 「申出」「苦情」は柔らかい表現に変えてもいいかと思うので、HP などでは工夫して展開していきます。

② 苦情処理窓口に法的な拘束力はないので、法的な解決を求めるとすれば、「(3)対応できる機関」で弁護士や専門機関を紹介することになります。

【質問】<委員>

日野市役所の職員が受けたハラスメントはどこで対応するのか。

【回答】<事務局>

ハラスメント相談員と外部相談が別に用意されています。

【質問】<委員>

① 日野市職員から受けるハラスメントが苦情として上がることを想定しているか。もし想定していれば、苦情処理相談へ進む心理的ハードルを下げる必要があるのでは。

② 女性相談から苦情処理相談に回すことは想定しているか。

【回答】<事務局>

① 不安に思われぬように、制度の周知に力を入れます。

② 相談の中で、要望に応じて苦情処理に回すことも可能だと考えています。

【質問】<委員>

日野市では SNS などハラスメント相談の対応はできるのか。

	<p>【回答】<事務局> SNS などの活用については、時期は未定ですがチャットボットの活用を検討しています。</p>
次第 3	<p>(2)日野市男女平等に関する表現指針の改定案について【資料 4】</p> <p>日野市男女平等に関する表現指針の改定案について【資料 4】を用いて事務局より説明。</p> <p>【質問・意見】<委員> (良い点) ① 使われているイラストが分かりやすい。 ② P3 の補足説明も、SOGIE やアウティングに関する記述があつてよい。</p> <p>(気になる点) ① P7 で PS 制度の説明があるが、職員へのお知らせはこれだけか。また PS 制度の統計情報等は最新版にアップデートをお願いしたい。</p> <p>【回答】<事務局> PS 制度開始前に、全所属対象に説明会を行う予定です。情報のアップデートに関しては、「【資料 4】表現に関する指針(案)」の目次にも書かれているように、随時更新していく予定です。</p> <p>② P16 「付き合っている人はいるの?」という表現は、アセクシャルの方もいるので不要では。(このように言い換えたとしても、)この問いかけ自体、セクシャルハラメントの色合いが濃い。</p> <p>【回答】<事務局> 削除します。</p> <p>③ P15 枠外の説明で「男の子」という表現を使う場面になじみがない。委員の方々の意見を伺いたい。</p> <p>【意見】<委員> 女性上司が男性部下に対して「男の子」と発言することはあるかと思う。</p> <p>【意見】<委員> 年下の男性に対して使うこともあるかと思う。</p> <p>【意見】<事務局> 「男の子」という表現は使うと考えています。</p> <p>【質問】<委員> P15 の「入籍」という言葉は男性には使わないのか。女性にしか使わない言葉なのか。</p> <p>【回答】<事務局></p>

	<p>籍に入るといことなので、性別に関わりなく使う表現です。避けるべき表現ではないため、削除します。</p> <p>【質問】<委員> 行動指針のようなものはあるのか。</p> <p>【回答】<事務局> 行動指針を 4-5 月に出せるよう、準備を進めています。 その際は、表現指針と行動指針を一体化、または別にするかも検討中です。 次回 4 月の会議で行動指針についてもご意見いただき、全庁に展開していきたいと思ひます。</p>
<p>次回</p>	<p><事務局より説明></p> <p>日 時:令和 5 年 4 月頃</p> <p>会 場:日野市役所本庁舎 または 多摩平の森ふれあい館</p> <p>令和 5 年度は3回開催予定です。別途、1月中旬に日程の調整についてご連絡いたします。</p>